

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	室戸市

室戸市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 室戸市産業振興課
所在地 高知県室戸市浮津 2 5 番地 1
電話番号 0 8 8 7 - 2 2 - 5 1 1 9
F A X 番号 0 8 8 7 - 2 2 - 1 1 2 0
メールアドレス mr-010900@city.muroto.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、ハクビシン、カラス(ハシブトカラス・ハシボソカラス)、アナグマ、キジバト、ノウサギ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	高知県室戸市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積(a)	金額(千円)
イノシシ	稲	102	429
	野菜・山菜等	45	52
	果樹	113	106
	いも類	79	74
シカ	稲	109	526
	野菜・山菜等	171	157
	果樹	171	157
	いも類	31	40
サル	稲	5	7
	野菜・山菜等	12	17
	果樹	6	24
	いも類	5	8
ハクビシン	野菜・山菜等	10	11
	果樹	16	18
カラス	稲	0	0
	野菜・山菜等	0	0
	果樹	1	1
アナグマ	野菜・山菜等	5	11
	果樹	8	11
キジバト	野菜・山菜等	0	0
	果樹	1	1

ノウサギ	野菜・山菜等	5	11
	果樹	8	11

(2) 被害の傾向

被害数値について、令和2年度の面積は4.35ha、金額は1,357千円、令和3年度の面積は8.89ha、金額は1,649千円と被害面積が増加に転じており、特にイノシシ、シカの被害が顕著となってきたことから、このまま放置すれば被害の増加は高いと予想される。

イノシシによる被害は、市内全域にて発生しており、3月～8月にタケノコへの被害、4月～9月に水稲、イモ類への食害（水稲は田植え直後から水田を荒らされる）、果樹の食害などの被害が多く発生している。

シカによる被害は、年間を通じて発生しており、4月～9月には水稲の田植え直後の苗稲の食害、及び稲穂の食害、3月～6月にはタケノコの新芽食害が多く発生しており、また、周年通しての果樹や杉檜の皮の食害も多く発生している。

サルによる被害は5月～8月にタケノコの食害、7月～10月に水稲の食害、4月～10月に果樹（ヤマモモ、栗など）の食害が多くなっており、また、民家の近くにまで頻繁に姿を見せるようになり、深刻な問題となっている。

ハクビシンによる被害は、年間を通じて発生しており、野菜や果樹の食害が多く発生している。

カラスによる被害は、年間を通じて発生しており、果樹の食害が主に発生している。

アナグマによる被害は、年間を通じて発生しており、野菜や果樹の食害が多く発生している。

キジバトによる被害は、年間を通じて発生しており、野菜や果樹の食害が多く発生している。

ノウサギによる被害は、年間を通じて発生しており、野菜や果樹の食害が多く発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積(a)		
イノシシ	339	232
シカ	482	241
サル	28	43
ハクビシン	26	35
カラス	1	2

アナグマ	13	28
キジバト	1	2
ノウサギ	13	30
被害金額(千円)		
イノシシ	661	666
シカ	880	603
サル	56	93
ハクビシン	29	36
カラス	1	7
アナグマ	22	59
キジバト	1	7
ノウサギ	22	40

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許を有する被害者は有害鳥獣捕獲許可を受け、また、有しない被害者は、芸東地区猟友会員に有害捕獲を依頼して、銃器、わな等による捕獲を実施。 ・サルの有害鳥獣捕獲報償金として1頭20,000円、シカの有害鳥獣捕獲報償金として1頭8,000円、ハクビシン及びアナグマの有害鳥獣捕獲報償金として1頭3,000円、カラスの有害鳥獣捕獲報償金として1羽1,000円を支払い。 ・広報誌等による狩猟免許試験周知 ・有害鳥獣被害対策協議会を設置し、予察捕獲を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化等による捕獲従事者が減少しているため新たな従事者の確保が必要。 ・捕獲技術の向上。 ・シカ肉の有効利用。 ・キジバトとノウサギによる被害が拡大しつつあるため駆除が必要。
防護柵の設置に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・各農家が独自で電気柵等防護柵を設置している。 ・一部集落では、防護柵の広域的な設置に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各個人が実施する防護柵は部分的な対策であり、隣地が被害を受けることも多いので、広域的な対策が理想であるが、助成制度の活用をしても負担金等の問題があり協力体制が整っていない。

(5) 今後の取組方針

被害の軽減及び防止対策の取組について、猟友会、鳥獣保護員、農業協同組合、森林組合等と連携して有害鳥獣被害対策協議会を組織し取り組んできたところであるが、近年はサルが民家の近くまで頻繁に姿を見せるようになり、深刻な問題となっていることから、集落が実施する捕獲檻等の捕獲機材の導入を推進し、効果的に捕獲が進むよう取り組んでいく。他にも農業者よりキジバトやノウサギが田畑へ見られるようになり、捕獲対象鳥獣として検討してほしいとの報告が多数あったため、有害鳥獣対策協議会を行い検討した結果、予察捕獲を実施することとした。

また、狩猟免許取得の啓発により狩猟者の高齢化・担い手不足の解消を図る。鳥獣被害対策実施隊を中心に捕獲体制に確立を図り、捕獲活動や被害防止対策の指導を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

従来どおり芸東地区猟友会が被害者の依頼を受けて、銃器、わなでの捕獲を実施し、被害多発時期に有害鳥獣駆除予察班を設置し、効果的な捕獲を進め、捕獲檻を各地区に整備し、迅速で継続的な捕獲を推進する。
なお、鳥獣被害対策実施隊の体制等については、6の(3)のとおり。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ	芸東猟友会と連携し捕獲対策を進める。
	シカ	
	サル	
	ハクビシン	
	カラス	
	アナグマ	
	キジバト	
	ノウサギ	
6	イノシシ	芸東猟友会と連携し捕獲対策を強化する。
	シカ	
	サル	
	ハクビシン	
	カラス	

	アナグマ	
	キジバト	
	ノウサギ	
7	イノシシ	芸東猟友会と連携し捕獲対策を強化する。
	シカ	
	サル	
	ハクビシン	
	カラス	
	アナグマ	
	キジバト	
	ノウサギ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ：依然として被害の報告は多く増加傾向が続いているため、捕獲計画頭数を340頭とする。（捕獲実績頭数 令和2年度299頭、令和3年度376頭） ・シカ：近年、当市ではシカによる被害報告が多く、農作物等に多大な被害を及ぼしている。被害の報告及び捕獲頭数は増加傾向が続いているため、捕獲計画頭数を1,100頭とする。（捕獲実績頭数 令和2年度1,077頭、令和3年度1,201頭） ・サル：近年、当市ではサルが民家付近に多く出没し、農作物等に多大な被害を及ぼしている。又、住民による目撃情報も多く、実際の被害規模は捕獲頭数以上だと思われる。（捕獲実績頭数 令和2年度212頭、令和3年度154頭）捕獲計画頭数を180頭とする。 ・ハクビシン：近年、当市ではハクビシンによる被害が増加したとの声を聞く。（捕獲実績頭数 令和2年度105頭、令和3年度212頭）今後についても同等程度の被害が予想されるため、捕獲頭数の多かった令和3年度を基準とし、捕獲計画頭数を200頭とする。 ・カラス：当市ではカラスによる被害も確認されており、果樹や野菜、稲穂の食害が発生している。（捕獲実績羽数 令和2年度13羽、令和3年度3羽）捕獲従事者の高齢化等により捕獲羽数が減少し、大量の捕獲は見込みづらいが、依然として被害報告はあることから、捕獲計画羽数10羽とする。 ・アナグマ：アナグマによる被害の報告は続いており、今後についても同等の被害が予想されるため、捕獲計画頭数を50頭とする。（捕獲実績頭数 令和2年度38頭、令和3年度56頭） ・キジバト：キジバトによる果樹等への被害が拡大しているため、今年度鳥獣被害防止計画の対象鳥獣とし、捕獲計画羽数を10羽とする。

・ノウサギ：ノウサギによる果樹等への被害が拡大しているため、今年度鳥獣被害防止計画の対象鳥獣とし、捕獲計画頭数を50頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	340	340	340
シカ	1,100	1,100	1,100
サル	180	180	180
ハクビシン	200	200	200
カラス	10	10	10
アナグマ	50	50	50
キジバト	10	10	10
ノウサギ	50	50	50

捕獲等の取組内容
被害が多発する時期の予察捕獲の実施 ・農作物等の被害を防止するため、イノシシ、シカ、サル、ハクビシン、カラス、アナグマ、キジバト、ノウサギの捕獲に取り組む。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
シカ・イノシシ ・サル	金網柵1,120m 電気柵3,360m	金網柵1,120m 電気柵3,360m	金網柵1,120m 電気柵3,360m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ シカ サル ハクビシン カラス アナグマ キジバト ノウサギ	猟友会及び関係機関と協議を重ね、有効な対策の実現に向けて取り組む。 放任果樹の除去等による里山の整備に取り組む。
令和6年度	イノシシ シカ サル ハクビシン カラス アナグマ キジバト ノウサギ	猟友会及び関係機関と協議を重ね、有効な対策の実現に向けて取り組む。 放任果樹の除去等による里山の整備に取り組む。
令和7年度	イノシシ シカ サル ハクビシン カラス アナグマ キジバト ノウサギ	猟友会及び関係機関と協議を重ね、有効な対策の実現に向けて取り組む。 放任果樹の除去等による里山の整備に取り組む。

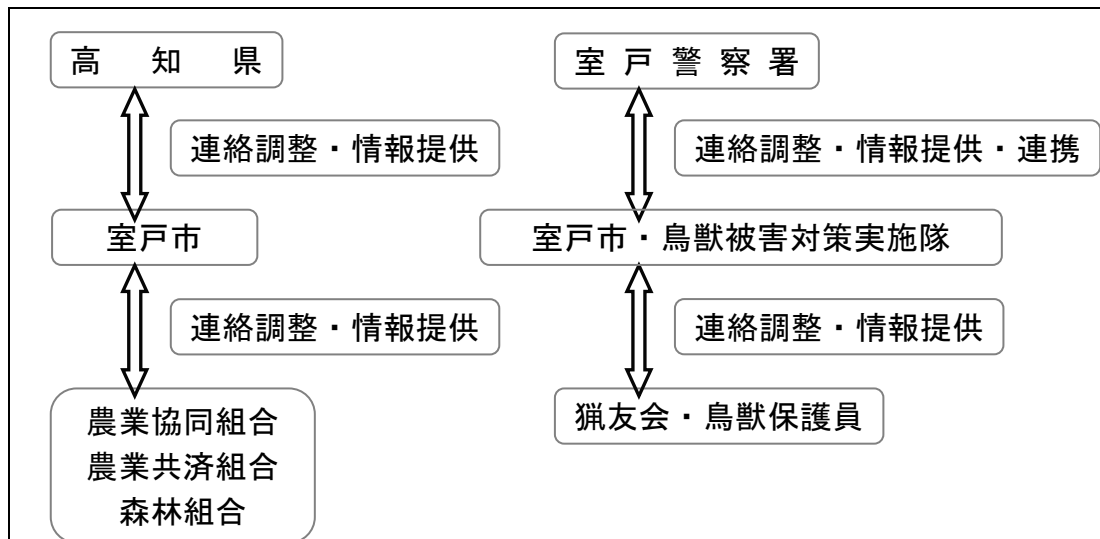
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳥獣対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、生息・被害調査
芸東猟友会	地域巡回、情報収集・提供
鳥獣保護員	地域巡回、情報収集・提供
高知県農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
芸東森林組合	地域巡回、情報収集・提供

室戸市	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
室戸警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
高知県	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	室戸市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
室戸市産業振興課	協議会の事務局と、協議会の運営
芸東地区猟友会	有害鳥獣関係の情報提供と、有害鳥獣の捕獲を実施
高知県農業協同組合室戸支所	有害鳥獣関係の被害状況等の情報提供
高知県農業協同組合吉良川支所	
高知県農業協同組合羽根支所	
芸東森林組合	有害鳥獣関係の被害状況等の情報提供
高知県鳥獣保護員	有害鳥獣関係の被害状況等の情報提供と鳥獣の保護に関する業務の実施
室戸市農業委員会	農地情報の提供、被害防止策への協力

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日:平成26年2月
任期:2年

構成:室戸市職員5名

実施隊が行う被害防止施策:集落点検見回り、追い払い、生息・被害調査、広報、啓発
事務局:室戸市産業振興課

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

狩猟免許の保持者の高齢化と、新規の狩猟免許取得者の減少により捕獲従事者が減少してゆく状況を改善するため、猟友会と対策を協議し後継者対策に努める。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲をした鳥獣は捕獲者各自で埋設、又は食用として利用する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

鳥獣被害対策だけでなく室戸市内の集落活性化に貢献できる取り組みとして、シカやイノシシを中心に地域の特産品としての有効利用を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲等をした鳥獣の個人地等への不法投棄や狩猟禁止場所での狩猟などに関する情報が寄せられた場合は関係機関等との情報収集・提供を迅速に行い、地域住民への被害が拡大しないよう努める。